









## 随 意 契 約 理 由 書

野積場 1,606.9m<sup>2</sup> の土地については、令和 4 年度志布志港（新若浜地区）岸壁ケーソン製作工事（第 2 次）の作業ヤードとして使用するものである。

ケーソンはケーソン製作用台船において製作するものであるが、ケーソン製作用台船に係留する岸壁背後の陸上に建設資機材の積み卸し、型枠組立組外、コンクリート打設等の作業ヤードを必要とする。また、工事に際しては密な現場監督業務を必要とし、現場への対応を考えた場合、他港でのケーソン製作は得策でない。さらに、ケーソン製作用台船に係留できる岸壁は志布志港内において当該箇所しかなく、その背後地の野積場は鹿児島県が所有している。

よって会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、鹿児島県と随意契約するものである。

## 随 意 契 約 理 由 書

野積場 3, 375 m<sup>2</sup> の土地については、令和 4 年度志布志港（新若浜地区）岸壁ケーソン製作工事（第 2 次）の作業ヤードとして使用するものである。

ケーソンはケーソン製作用台船において製作するものであるが、ケーソン製作用台船に係留する岸壁背後の陸上に建設資機材の積み卸し、型枠組立組外、コンクリート打設等の作業ヤードを必要とする。また、工事に際しては密な現場監督業務を必要とし、現場への対応を考えた場合、他港でのケーソン製作は得策でない。さらに、ケーソン製作用台船に係留できる岸壁は志布志港内において当該箇所しかなく、その背後地の野積場は鹿児島県が所有している。

よって会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、鹿児島県と随意契約するものである。